

政令第 号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年九月三十日」を「平成二十七年三月三十日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の主たる事務所を東京都に置く期限を変更する必要があるからである。